

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和5年1月号 vol.99



あけましておめでとうございます。  
昨年を振り返って、50代最初の1年。早朝ランが更に超早朝になり、毎朝3時半くらいから走り続けました。おそらく350日は走ったと思います。  
アンチエイジングにも取り組み始めました。  
軽い猫アレルギーを発症したようで、漢方で体質改善も始めました。  
また1年元気に過ごしたいと思います。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



令和5年度の税制改正大綱が発表されました。  
身近なところで気になるのが、いよいよ本年10月から始まるインボイス制度にかかわるもの。大綱で示された点をご紹介します。

### ”中小企業者にとって朗報になるか？インボイス制度の負担軽減措置等”

インボイス制度の準備は進んでいるのでしょうか。本年10月の開始に向け、中小企業者向けの負担軽減措置が税制改正大綱で示されました。

○令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間で、免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等の場合には、消費税の納付税額を売上に対する消費税額の2割とすることができます。

→例えば、売上が1,000万円(税抜き)場合、消費税額100万円の2割、納付税額は20万円になります。業種にもよりますが、簡易課税で第5種事業者の場合、本来の納付税額は50万円ですので、大きな負担軽減になります。

○基準期間における課税売上高が1億円以下(通常は2年前の売上高)の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入について、支払額が1万円未満のものについては、インボイスがなくても帳簿のみの保存での仕入税額控除を認める。

→1万円という基準でどこまで事務負担が軽くなるのかは疑問ですが、一定の負担軽減にはなります。

その他、インボイス発行事業者の登録期限などについても改正が見込まれています。今後の改正の動きにご注目ください。

### 「今月の本の紹介」

「夕暮れに夜明けの歌を」

(奈倉 友里 著・イーストプレス)

本書は、作者が、ロシア文学を学ぶためにロシア留学をしていた頃の体験談が綴られています。

ロシアとウクライナ、それぞれに家族やを親戚があり、いわば、兄弟のような国として、学生たちも同じ学舎、同じ学生寮で勉学に励んでいた時代もあったのに、今や、分断され、住む人々は苦しんでいます。

人と人を分断する言葉が多かった2022年だったように思います。2023年の平和を祈ります。

### 「気まぐれ簡単レシピ」

<かぼちゃのポタージュ>

・かぼちゃ 250g →一口大に切る

・玉ねぎ 1/2コ →薄切り

・コンソメ 小1、塩 適量、水 250ml、豆乳 100ml (A)

・クミンパウダー ひとつまみ

①鍋にバター、玉ねぎを入れ炒める。

②玉ねぎが透き通ってきたら、かぼちゃを加え、さっと炒めて(A)を入れる。沸騰したら蓋をして弱火で煮る。

③ブレンダーでペースト状にし、豆乳、クミンを加え弱火で温める。

④味をみて塩で調整。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所